

令和2年度 第5回吉川区地域協議会次第

日時：令和2年7月30日（木）午後6時30分
場所：吉川コミュニティプラザ 大会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 協議事項

令和2年度地域活動支援事業（追加募集）の審査・採択等について

4 報告事項

(1) 会長報告

(2) 委員報告

(3) 事務局報告

① 自然環境保全地域指定について（環境保全課）

② サウンディング型市場調査の実施について（施設経営管理室）

③ 公の施設の再配置計画策定について（行政改革推進課）

5 総合事務所からの諸連絡について

6 その他

・第6回地域協議会の日程調整

9月17日（木）午後6時30分から
吉川コミュニティプラザ

7 閉 会

(仮称) 頸北の池沼群 自然環境保全地域の指定検討について

1 指定の目的と経過

- ・市は、絶滅のおそれのある野生動植物とそれらが分布する主要な地域を重要な地域として選定し、「上越市レッドデータブック」としてとりまとめ、平成23年度に発行しました。
- ・自然環境保全地域は、この重要な地域の中から、希少な野生動植物が生息生育しているなど良好な自然環境が残されている地域を健全な状態で保全し、将来の世代に継承することを目的に指定しています。
- ・平成29年度までに、下記の6か所を指定しています。

【これまでの指定地域】

凡例：○…該当、△…要素を含む

No.	地域名	地域	指定時期	自然の特徴						
				海	山林	里山	水源	川	池沼	
1	柿崎海岸 自然環境保全地域	柿崎区	H22.3	○						
2	二貫寺の森 自然環境保全地域	諏訪区、保倉区	H23.3			○		△		
3	くわどり市民の森 自然環境保全地域	谷浜・桑取区	H26.3		○		○	△		
4	五智公園 自然環境保全地域	直江津区	H26.3			○				
5	光ヶ原みずばしょうの森・わさび田の森 自然環境保全地域	板倉区	H28.3		○		○			
6	よしだの谷内 自然環境保全地域	三和区	H30.3							○

2 指定候補地の選定等

区分	池沼名	候補	理由
頸北の池沼群	坂田池	○	・希少な水生植物や水生昆虫が多数生息・生育している。
	長峰池	○	・希少な水生植物や水生昆虫が多数生息・生育している。
	朝日池 鵜の池	○	・希少な水生植物や水生昆虫が多数生息・生育している。 ・マガンやマガモ、ヒシクイなどの国内屈指の飛来地となっている。 ・環境省が「日本の重要湿地500」に指定している。
	天ヶ池 蜘蛛ヶ池	—	・希少な水生植物や水生昆虫が生息・生育している。 * 蜘蛛ヶ池では、現在は確認されていないものの、過去にはオニバスが生育していた。他の植物等も含め、今後、生物相に変化が見られるなど状況に変化が生じた場合は、追加指定を検討する。
	中谷内池 御手洗池	—	・標準的な人工ため池であり、生物相は比較的単純である。

3 指定範囲の考え方

- ・希少な野生動植物の生息域となっている水面及び湿地帯を基本とする。
- ・冬鳥の越冬などに必要となる周辺林野は範囲とするが、県立大潟水と森公園の区域は除く。

※範囲の詳細は、地域の皆さんの意見をお聞きしながら、検討します。

4 指定により期待される効果

(1) 開発行為等の抑制

- ・指定区域内における「水面部の埋め立て」「林野の伐採」などの行為は規制（許可申請が必要）されます。但し、日常的な管理行為等（農業用水としての池の水の利用、維持管理上の木竹の伐採等）、指定区域の自然環境に有意な行為（ごみ拾い、陸地化の進行抑制のための作業等）は、規制の対象外となります。

(2) 市民等の認識向上

- ・市広報紙やホームページへの掲載、周知看板の設置、環境講座の実施等により、より多くの市民等から豊かな自然環境の存在を知っていただくとともに、一層の環境保全意識の醸成を図ることができます。
- ・市自然環境調査・監視員が巡回（不定期）し、異常の有無の確認等を行います。

(3) 保全活動の支援と推進

- ・指定区域内において地域団体が行う保全活動を認定し、市民等に広く周知します。
- ・地域団体が行う保全活動に対し、有識者による助言などの支援を行います。

5 今後のスケジュール

- 令和2年8月～
- ・地元町内会（地権者）、関係機関（土地改良区、県立公園）等への説明
 - ・市自然環境保全推進委員会への説明
 - ・地域協議会への説明
 - ・指定案の縦覧
 - ・指定決定（告示）

(仮称)頸北の湖沼群 自然環境保全地域指定候補地 位置図

□で囲った4つの池が、指定候補地



「道の駅よしかわ杜氏の郷」の有効活用に向けた市場調査の実施について

1 調査目的

- ・ 施設の更なる有効活用に向け、民間事業者の意向を広く市場調査（サウンディング）し、今後の事業に反映するもの。
- ・ 期待する意向としては、利用促進策（集客のアイデアやイベントの提案）、収支改善策（売上の向上や経費の縮減の方策）、遊休箇所の利活用策（店舗の出店）、その他（業務提携、施設の譲受けや借受けなど）を想定している。

2 対象施設

- ・ 以下の施設を対象として市場調査を実施する。

No.	施設名（所管課）	主な機能	管理形態
1	道の駅よしかわ杜氏の郷 （施設経営管理室、柿崎区総合事務所）	道の駅	直営 業務委託
2	上越観光物産センター （施設経営管理室）	貸館	直営 業務委託
3	直江津屋台会館 （施設経営管理室）	貸館	直営
4	三の輪台いこいの広場 （産業政策課）	多目的広場	直営

3 スケジュール

- ・ 以下のスケジュールで実施する。

No.	取組	日程
1	実施要領の公表	8月初旬
2	説明会・現地見学会の開催	8月下旬
3	市場調査の実施	9月中旬
4	実施結果概要の公表	10月中旬

4 有効活用の実施

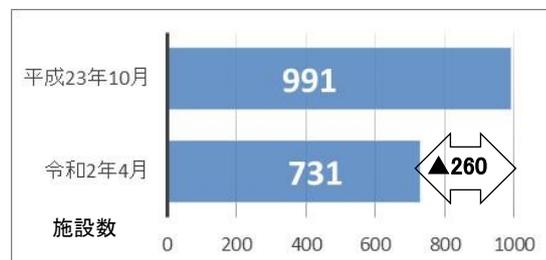
- ・ 市場調査の結果を参考に、今後の施設の有効活用を検討する。
- ・ 必要に応じ、地域協議会や関係者との協議を行い、進めるものとする。

「公の施設の再配置計画」の取組について

1 公の施設の再配置の取組状況と現状と課題について

(1) これまでの取組状況

市町村合併後、公の施設の廃止や譲渡を進め、平成23年10月時点で991施設あった公の施設は、令和2年4月1日現在、731施設となっています。



(2) 現状と課題

現 状

○人口推計

合併当時21万人であった人口は、減少傾向が続いており、令和27年には、推計で約14万人となる見込み。

(R2.4.1現在の人口：190,042人)

○財源不足

市の財政は、歳出が歳入を上回るため、財源不足を基金の取崩しで補う状況が続く見込み。

(R2～R4年度で49.6億円の取崩しを予定しており、また、R5以降においても収支均衡を図る目途がたっていない。)

○公の施設の状況

- 多くの施設の老朽化に伴う、維持管理経費と更新費用増加の見込み。

(今後40年間の維持・更新費用試算額：約4,325億円)

- 合併前の各市町村で進めた施設整備により多くの類似施設を保有している。(温浴施設、体育館など)

課 題

- 人口の減少

- 施設機能の重複する配置

- 施設更新、維持管理に係る財政負担の抑制

- 施設機能の適正な維持

*老朽化する施設に対する計画的な修繕の実施、機能を維持するための複合化(機能集約)

2 公の施設の再配置計画(個別施設計画)について

(1) 公の施設の再配置の必要性

将来予測される人口減少や市の財政状況等を踏まえ、今後、施設の老朽化がますます進行し、大規模修繕や更新が見込まれる中、多くの施設を現状のまま維持していくことは困難な状況です。

このような状況の下、今を生きる私たちは、地域の皆さんと共に、子どもや孫など次代を担う世代が今後も安心して暮らすことができる将来を見据え、教育や福祉を始めとした市民生活を支える基礎的なサービスを安定的に提供していくためにも、施設の廃止や機能の集約を行う必要があります。

また、継続すべき施設については、末永く利用していただくため、適切に維持・管理し、長寿命化を図ることとしています。

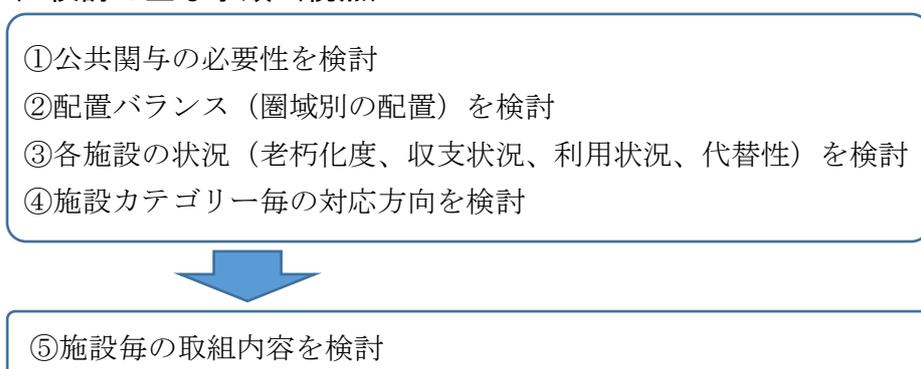
(2) 計画期間

- 令和3年度～令和12年度の10年間とし、令和7年度に見直しを行います。

(3) 公の施設の再配置における取組方針

取組方針	具体的な取組
①人口や財政状況を踏まえ施設の配置を検討	廃止（休止） 用途の変更
②地域の実情を踏まえ施設の配置を検討	機能の集約
③利用状況を踏まえ適切な管理者によるサービス提供を検討	民間譲渡 貸付又は譲渡
④長期にわたり利用促進を図るため計画的な修繕等について検討	施設の長寿命化

(4) 検討の主な手順（視点）



3 スケジュールについて

時 期	内 容
H31. 3～	○ 全 28 区の地域協議会に第 6 次上越市行政改革推進計画の策定に伴い行政改革の取組の概要を説明
R1. 10～11	○ 全 28 区の地域協議会に今後の「公の施設の再配置計画」の取組について説明
R1. 12～R2. 3	○ 地域協議会に公の施設の再配置の取組状況を報告 ○ 関係者との協議（利用者、地元町内会、その他影響が想定される団体等） ※再配置に伴う課題に対する対応策をあわせて協議し再配置計画に反映
R2. 4～	○ 関係者との協議（協議未了の施設）【施設所管課】
R2. 7～9	○ 地域協議会に関係者との協議に基づき作成した再配置候補施設リストを示す。 【行政改革推進課・施設所管課】 ※再配置に伴う課題に対する対応策をあわせて協議し再配置計画に反映
R2. 11	○ 再配置計画（案）の作成【行政改革推進課】
R2. 11～R3. 2	○ 所管事務調査（総務常任委員会）【行政改革推進課】 ○ パブリックコメントの実施（計画案の公表）【行政改革推進課】
R3. 3	○ 公の施設の再配置計画（個別施設計画）策定・公表【行政改革推進課】
〈参考〉 【計画策定後】 R3. 4～R13. 3	公の施設の再配置の実施 ○関係者と正式協議（方針決定） ○地域協議会に諮問 ➡ 答申 ○市議会で議決 ➡ 施設の再配置（廃止、譲渡等）

